

全国司法書士女性会 FAX通信275号 (2014年2月号)

発行責任者 会 長 大 城 節 子

事務局 〒579-8036大阪府東大阪市鷹殿町1-7

司法書士法人東大阪前川滝川事務所内

Tel 072-981-5281 fax 072-987-3460

e-mail joseikai@aoitakigawa.com

<http://shihosyoshi-joseikai.com/>

信州(長野県)から、こんにちは

副会長 宮原恵子

皆様 お元気ですか？

2014年もあっという間に2月。2月4日は立春というのに信州では春はまだです。

それぞれのブロックで、新人研修が終わったところでしょうか。関東ブロックでも、1月11日(土)に、女性会のアピールをさせていただきました。「全国司法書士女性会」、もちろん男性会員も沢山います、ということ为前提にパンフレットを配らせていただきました。

選択的夫婦別姓の件、司法書士の懲戒の件、簡裁代理権の140万円の獲得の件等々…その中で、旧姓使用のいきさつをお話ししたら、一部の方が、とても関心を示してくれました。

しかし、公的機関等での旧姓使用が難しいこと、銀行口座の開設の難しさ等、やはりハードルが高いことを知っている人もいました。そんな中、やはり、法律で選択的別姓が成立することが先決、という話になりました。このハードルも高そうですが…。

全国司法書士女性会も成立から13年、人数は少ないですが、「未だに公平感を欠く懲戒制度」「家庭裁判所での代理権」、もちろん「選択的夫婦別姓の件」等、国会でのロビー活動も含め頑張っています。女性会の会員の皆様、女性も男性も今後共、皆で一緒に頑張りたいと思います。

今年もどうぞ宜しくお願いいたします。

倒産法研修会のご案内

主催 全国司法書士女性会

皆様には、ご健勝にてご活躍のこととお慶び申し上げます。

全国司法書士女性会では、この度下記の要領で研修会を開催致します。

講師には、元裁判官で、現在京都大学大学院法学研究科教授、笠井正俊先生をお招きします。民事訴訟の審理における裁判官の裁量及び当事者の行為の規律という観点から、争点整理、証拠収集方法、証拠調べ手続、証明責任等を対象に研究をされています。少人数で、講師の先生との距離も近い会場で開催する研修会ならではの機会です。女性会会員でなくても、女性も男性もお申込み頂けます。この研修会が、皆様の実務にお役立て戴ければ幸いです。

記

1. 日 時 平成26年2月15日(土) 13時～17時
2. 場 所 京都駅前、メルパルク京都 電話075-352-7444
3. テーマ 倒産法の解説と倒産法の具体的案件
 - ・破産法及び、民事再生法の基本的な考え方、及びその選択方法の解説
 - ・倒産手続きにおける具体的な事案をとおして、論点となりうる注意点についての解説
 - ・破産法及び、民事再生法の申し立て時についての解説
4. 講 師 京都大学 笠井 正俊先生
5. 参加費 無料
6. 定 員 50名(申込み先着順)
7. 申込み・質問の締切 平成25年2月8日*(定員になり次第、お断りします)
8. 申込 下記申込書に必要事項ご記入の上、FAXでお申込み下さい。
FAX075-257-0166(司法書士法人鶴川事務所)

お問合せ 同事務所 担当 鶴川智子 TEL075-257-0155